

廿二日ハ從業員代表者水尾正次郎、淡野茂一、柳橋正太郎（以上上蒲田）久田謙三、小沢福村（以上東京）五名本社に於て本儀工場長、長島又配人、山口加藤、杉浦各主任ト會見シ解雇者ノ復職ト休職中ノ貸金トシ要求シ尚解雇手当規則ハ協議會日調査ニ依リ三十三會社平均率ニ改正セシメ度旨ヲ懇請スル所アリタレトモ會社ハ之ヲ拒絶シ廿四日尤一通知状ヲ般職ニ郵送シタリ

通 知

去十三日 諸君の代表者として後藤君が藤原鈴木外五名本社より會見を求められたるは是れ是れ迄の方針より會見を拒絶したるは然同人等は有限代表者を擔任する上を述べ

又て帰るべきに十四日突然蒲田工場に押寄せ暴行の爲め多数起訴せられたるは誠に遺憾とする歎ありませう其の後新に選ばれたる代表者として伊丹水尾外八名十八十九日兩度本社より第一會見を求められたか矢張被解雇者を交ゆるを以て會見を断り及省を促したるに然るに廿一日に至り意外にも松岡氏外四名来りたか果亦會見を断りしめた
廿二日初めて從業員代表者として水尾正次郎外四名本社より來りたるは要求書事項を付相違なき意見も交授せる結果解雇者を復職せしむるの件は從業員代表者の要求書事項中より却り辭す事となりしに於て休業中の借入金は絶對に支払はざる何れの名義より同情金を貸付する事は一應考慮すべしとて文解雇手当規則に付ては新規の要求が提出せられたるに於て協議の上回合するべしとせしめられた
二十三日前記代表者として會見し會社より休業中の借入金とて又